

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	<p>① 事業所母集団データベースの企業情報と貿易統計とのマッチングを行うことにより、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた、新たな統計を作成することについては、両データベースの収録情報の接続が可能か否か、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されないか、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点から、引き続き、その作成が可能か否かを検討する。</p> <p>② 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、その特性に留意するとともに、国民への情報提供の充実、本来業務への要請と両立し得るかという観点等も考慮し、引き続き基幹統計化の可否について検討する。</p>
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>① 当該措置については、本来の行政手続の実施が阻害されない範囲（適正申告及び円滑な通関の確保）で実施されるよう、輸出入申告者への追加的な負担を生じさせないことを前提に、貿易統計データの既存情報を利用して作成することが可能か否かについて検討した。また、貿易統計と事業所母集団データベースの収録情報の接続が技術的に可能か否かについて、システム担当等を含めた検討も実施した。その結果、貿易統計データの既存情報にある項目と事業所母集団データベースの既存情報の項目に共通キーが存在しておらず、両データベースの収録情報の接続が極めて困難である状況であり、現時点でこれ以上の検証・検討は難しいとの結論を得た。しかしながら、今後、接続に必要な共通キーとなり得る、例えば、法人番号が導入される等の進展によっては、引き続き検討する余地があるものと考えられる。但し、仮に共通キーの課題が解決したとしても、本来の行政手続の円滑な実施に支障が出ないよう、また個別企業の情報が識別されないよう処理が行われる必要があり、事業所母集団データベースの提供を受けることにより実施されることが前提となると考える。</p> <p>② 基幹統計化の可否については、貿易統計の特性に留意しつつ引き続き検討を行ってきたところ、例えば、輸出入の許可に必要な項目の追加等は輸出入者の理解を得ることが困難であり、本来の行政手続（適正申告及び円滑な通関の確保）の実施に影響が及ぶ可能性があるため、実施困難との結論を得た。</p>

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①については、事業所母集団データベースを含め、法人番号を各種行政記録等にも格納することは政府全体の方針であることから、その取組の進展状況を踏まえつつ、次期基本計画において、引き続き検討することとしてはどうか。 ○ ②の基幹統計化については、本来の行政手続き（適正申告及び円滑な通関の確保）の実施に影響が及ぶ可能性について確認した上で、その可能性を否定できない場合、次期基本計画には掲載しない方向でどうか。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた、新たな統計を作成することについては、事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえつつ、収録情報の接続が可能か否か、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されないか、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点から、その作成の可能性を検証・検討する。
<p>備考（留意点等）</p>	